

第2 医薬品の適正使用

薬局数及び処方箋受取率等の推移

年度	広島県							全国		
	薬局数	A 保険 薬局数	B 請求 薬局数	B/A (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)
平成6	1,318	1,197	784	65.5	9,355,318	23.6	111.8	235,013,004	18.1	114.6
7	1,340	1,200	845	70.4	10,234,252	25.9	109.7	265,078,277	20.3	112.2
8	1,367	1,237	953	77.0	11,126,605	28.3	109.3	296,430,739	22.5	110.8
9	1,379	1,280	1,010	78.9	12,084,634	31.2	110.2	337,821,439	26.0	115.6
10	1,427	1,337	1,074	80.3	13,199,541	34.0	109.0	400,061,313	30.5	117.3
11	1,433	1,352	1,112	82.2	14,292,864	37.4	110.0	455,369,390	34.8	114.1
12	1,475	1,409	1,186	84.2	15,160,630	40.9	109.4	506,203,134	39.5	113.5
13	1,503	1,433	1,207	84.2	16,610,880	46.1	112.7	559,595,974	44.5	112.7
14	1,537	1,482	1,268	85.6	17,258,761	50.5	109.5	584,615,153	48.8	109.7
15	1,551	1,509	1,311	86.9	17,597,143	53.4	105.7	598,121,520	51.6	105.7
16	1,569	1,507	1,338	88.8	17,952,534	55.4	103.7	618,889,397	53.8	104.3
17	1,585	1,500	1,389	92.6	18,472,338	55.3	99.8	645,075,260	54.1	100.6
18	1,588	1,560	1,410	90.4	18,791,113	57.2	103.4	660,833,278	55.8	103.1
19	1,605	1,570	1,420	90.4	19,347,488	58.7	102.6	683,749,727	57.2	102.5
20	1,621	1,573	1,434	91.2	19,475,529	60.5	103.1	694,358,884	59.1	103.3
21	1,609	1,575	1,466	93.1	19,558,708	61.9	102.3	702,220,342	60.7	102.7
22	1,606	1,566	1,471	93.9	20,117,353	64.2	103.7	729,393,917	63.1	104.0
23	1,608	1,549	1,497	95.4	20,302,348	65.3	101.7	743,963,309	64.6	102.4
24	1,617	1,566	1,493	95.3	20,474,616	67.1	101.8	758,875,552	66.1	101.5
25	1,626	1,572	1,520	96.7	20,152,801	67.5	100.6	763,033,967	67.0	101.4
26	1,626	1,567	1,522	97.1	20,335,578	69.0	102.2	775,584,886	68.7	102.5
27	1,622	1,614	1,514	93.8	20,415,311	70.3	101.8	788,183,750	70.0	101.9
28	1,618	1,575	1,515	96.2	20,295,412	71.6	101.8	799,291,669	71.7	102.4
29	1,613	1,568	1,512	96.400	20,164,547	72.6	101.4	803,855,677	72.8	101.5
30	1,615	1,576	1,519	96.4	20,087,615	73.7	101.5	812,288,671	74.0	101.6
31	1,599	1,556	1,509	97.0	20,133,747	74.3	100.8	818,026,214	74.9	101.2
2	1,599	1,546	1,504	97.3	18,083,993	74.7	100.5	731,155,641	75.7	101.1
3	1,591	1,552	1,501	96.7	18,763,337	74.6	99.9	771,433,382	75.3	99.5
4	1,586	1,542	1,495	97.0	19,297,925	76.0	101.9	799,873,743	76.6	101.7
5	1,587	1,534	1,500	97.8	20,350,889	79.2	104.2	856,295,427	80.3	104.8
6	1,576	1,498	1,496	99.9	20,267,650	80.8	102.0	864,258,722	82.1	102.2

※年間処方箋発行枚数及び処方箋受取率は、(公社)日本薬剤師会資料による。

第2 医薬品の適正使用

1 医薬品の適正使用推進事業

(1) 現状

令和6年度の広島県における処方箋受取率は、80.8%となっており、医薬分業は着実に進展しているが、患者等が医薬分業のメリットを感じられないといった問題点や県民の医薬品に対する理解不足などが指摘されている。また、高度化・複雑化する薬物療法において、医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師のさらなる関与が求められている。

広島県では、患者本位の適正な医薬分業の推進のため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成に資する研修会や、県民に対する医薬品の正しい知識等の普及のための啓発を行うとともに、「医薬品適正使用検討特別委員会」において、医薬品適正使用推進に係る検討を行っている。

(2) 事業内容

ア 医薬品の適正使用に関する啓発

医薬品による十分な治療効果を上げるためには、患者自らが医薬品の正しい使い方について理解し、服薬していく必要がある。

更に、セルフメディケーションの必要性が高まるなか、県民自らの一般用医薬品に対する適正使用とリスク管理も一層重要となっている。

そのため、県民等に対して、医薬品の正しい知識の普及のため、啓発活動を実施している。

令和6年度は、「かかりつけ薬局」の活用を促す県民向けのチラシを作成し、地域のイベント等で配布した。

イ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑化する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

しかし、薬局薬剤師は、病院薬剤師と異なり、投薬時の適切な情報提供や副作用の早期発見などの薬の専門家としての役割を果たすために必要な患者情報を入手することが難しい状況にある。

こうした現状を踏まえ、当委員会では、平成23年度から薬物療法に係る医療関係者間の患者情報の共有ツールである「お薬手帳」や「地域連携クリニカルパス」に焦点を当て調査研究を行い、平成25年度は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者等の服薬管理における問題点及びその解決のための多職種連携の在り方について検討を

行った。その結果、その効果的な活用のためには、薬局薬剤師の在宅医療への積極的な参加や他職種とのさらなる連携強化が必要であることが明らかとなった。

さらに、平成 26 年 1 月に公表された「薬局の求められる機能とあるべき姿」において、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進など、より地域に密着した健康情報拠点としての役割が求められていることが示された。このため、平成 26 年度は、在宅医療における服薬管理や多職種連携などに貢献でき、また地域に密着した健康情報拠点として活躍できる薬局・薬剤師を養成するため、「広島県在宅支援薬剤師」養成研修プログラムの策定及び研修会を実施した。

平成 27 年 10 月には、国が「患者のための薬局ビジョン」を公表し、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進等の「健康サポート機能」を有することが求められると明示された。

県民の生活に身近な存在となっている健康食品については、今や多種多様でその入手経路も多様化しており、実際に多くの県民が利用していると考えられるが、その反面、不適切な利用によっては健康被害をもたらすことも明らかとなっている。一方、患者のための薬局ビジョンにおいて示される薬局・薬剤師に必要な「健康サポート機能」において、住民の健康相談に応じ、セルフメディケーションを推進する上で、健康食品に係る知識は必須のものとなっている。

そこで、平成 27 年度及び平成 28 年度の当委員会では、健康食品の利用に係る実態調査を行い、県民が健康食品を利用する上で、医療・介護従事者が認識しておくべき問題点等を把握するための検討を行うとともに、医療・介護従事者に求められる対応に関する検討を行った。

高齢化の進展に伴い、高齢者の医薬品の不適正な使用、特に多剤服用による問題の発生が「ポリファーマシー」として注目されるようになった。これらの背景を踏まえ、平成 29 年度は「ポリファーマシー」をテーマとして、県内多職種、住民及び自治体を対象に多剤服用による問題意識の調査を実施した。平成 30 年度に「ポリファーマシー」改善に向けた情報共有ツールを作成し、令和元年度は、老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に対して当該ツールを試行した。令和 2 年度及び令和 3 年度は、東広島地域の居宅介護支援事業所を対象に、ツールを試行し、2 件の活用事例が確認された。この結果を踏まえ、令和 4 年度に平成 29 年度と同様のアンケート内容にお薬相談シートの活用や薬剤師との連携に関する内容を追加して、県内多職種、住民及び自治体を対象にアンケート調査を行い、連携する薬剤師に求められる業務やお薬相談シートへの期待を明らかとした。

令和 5 年度及び令和 6 年度は、医薬品の流通が不安定になっていることも相まって、疑義照会に該当しないいわゆる「形式的な問合せ」が増加し、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれの負担となっていることから、院外処方せんに関するアンケート調査を行い、各職種の「形式的な問合せ」に関する認識や、問合せ簡素化プロトコルの活用状況を明らかにした。

ウ 後発医薬品使用促進事業

国は、令和 6 年 9 月に、平成 25 年に策定した「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）に改定し、数値目標（主目標：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを 2029 年度末までに全ての都道府県で 80%以上、副次目標 1：2029 年度末までに、バイオシミラーが 80%以上を占める成分数が全体の成分数の 60%以上、副次目標 2：後発医薬品の金額シェアを 2029 年度末までに 65%以上）に向けた取り組みを進めることとした。

広島県では、平成 20 年 9 月、後発医薬品に対する理解を深め、その適正使用の推進を図るため、学識経験者及び消費者、医師会等関係団体及び行政で構成する「広島県後発医薬品使用推進協議会」を設置し、平成 22 年 3 月に「広島県後発医薬品使用推進プログラム」を策定し、このプログラムに基づいた取組を行っている。

その取組の一つとして、平成 23 年度から、後発医薬品の使用促進を図るため、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成し、関係者に情報提供するとともに、県のホームページに掲載し公表している。令和元年度以降は、計 18 施設の後発医薬品採用リストを作成し、公表した。

また、広島県医療費適正化計画（第 4 期。令和 6 年 3 月策定、6 か年計画）において、取組施策の一つに後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進を掲げている。この計画における数値目標はロードマップと同様としており、令和 6 年 12 月時点で、主目標については達成しているものの、副次目標については未達成である。

後発医薬品使用促進に向けて、具体的には、平成 30 年度から、国における重点地域使用促進強化事業^{※1}の対象地域に広島県が選定された（主担当は健康福祉局医療介護保険課）ことから、薬局へのアンケート調査の実施による現状と課題の把握、薬局向けのセミナーの開催、薬局で使用できる啓発資材の作成等、薬局における後発医薬品使用促進に向けた取組を行った。また、令和 5 年度からは、「地域フォーミュラモデル事業」が開始されたため、当該事業におけるモデル地域（備北地区（令和 5 年度～）及び竹原地区（令和 6 年度～））でのフォーミュラの作成・運用において、薬務課は薬剤師会との調整や薬務主管課として必要な意見具申などを行っている。更に、令和 2 年度からは、後発医薬品（バイオ後続品を含む）の流通・供給等の現状について理解を深め、適正使用を促進することを目的とした研修会も実施している。

その他、国が実施する「後発医薬品品質確保対策事業」の一環で、県内にある医薬品の製造業者、製造販売業者及び卸売販売業者に対する立入検査や、市場流通している後発医薬品の検査への協力（国から指定された品目を収去し、検査機関に送付）を行っている。

（※1）国は、後発医薬品推進の具体策の一つとして、平成 30 年度から、後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から重点地域を指定し、問題点の調査・分析、モデル事業を実施している。

(3) 今後の対応

次の事業を引き続き実施することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

- ア 薬局機能向上に関する方策の検討
- イ 医薬品等適正使用の啓発
- ウ 在宅医療における医薬品の適正使用の推進
- エ 後発医薬品使用促進に向けた取組

2 適正な医薬分業の推進

(1) 現状

今後、全国的には 2040 年を超えるまで高齢者人口は増加が続くとされており、医療・介護の複合的ニーズを有する高齢者数が高止まりする一方、生産年齢人口の急減に直面するという局面を迎

えることから、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が喫緊の課題となっている。

広島県においても、高齢者の在宅患者宅（特に認知症独居の患者宅）では、医師の指示どおりの薬の服用が困難であることから、大量の残薬の発生、症状の悪化及び在宅での生活が困難となるなどの問題が生じている。また、がん患者においては、緩和ケア体制の充実及び疼痛コントロールが重要であるが、医療用麻薬や抗がん剤等の無菌製剤を始めとする、医療・衛生材料の供給体制が十分に整備されていない。

薬局・薬剤師は、在宅患者への服薬管理に係る専門家としての役割が極めて需要であり、また薬剤師が在宅医療に参画するためには、多職種との連携が不可欠である。在宅医療に参画する薬局・薬剤師の数は増加しており、総じて薬局・薬剤師による在宅医療への参画は進んでいるが、更なる充実、スキルアップが求められている。

さらに、今後の薬局・薬剤師は、要指導医薬品・一般用医薬品や健康食品に関する相談応需、生活習慣病等に関する相談応需など、地域に密着した健康情報拠点としての役割も求められている。

このため、適正な医薬分業を推進するため、平成27年10月に公表された「患者のための薬局ビジョン」において求められる、かかりつけ薬局の推進及び健康サポート機能や高度薬学的管理機能を担う薬局・薬剤師の育成を支援している。

(2) 事業内容

ア 薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業

平成26年度に創設された、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて薬局・薬剤師が活躍できる環境を整備するため、在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図ることを目的とした事業を実施した。

なお、本事業は国及び県による補助金事業として、公益社団法人広島県薬剤師会が実施した。
(令和6年度の事業内容)

- ・多職種連携の推進のための課題調査

県内の薬局及び居宅介護支援事業所を対象に、地域ケア会議に関するアンケート調査を実施し、薬剤師と介護職種との連携に関する現状や薬剤師が地域ケア会議等に参加するための課題等を抽出

- ・在宅医療推進に向けた研修会の開催

一般社団法人広島県介護支援専門員協会の協力を得て、ケアマネジャー及び薬剤師の互いの職能への理解及び薬局の在宅医療推進に向けた研修会を開催

- ・研修企画委員会、進捗管理のための委員会（在宅医療推進委員会）の開催

事業計画の立案及び全体の進捗管理を行うための委員会を設置

- ・連携関係研修会（在宅支援薬剤師専門研修）の実施

在宅医療において必要となる専門的な知識やスキルを習得した薬剤師を養成するための研修を実施

- ・無菌調剤研修などの実施

無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するため、実技を中心とした研修会を開催

イ かかりつけ薬局の推進

かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図るため、令和3年度及び令和4年度に、県民を対象としたかかりつけ薬剤師・薬局の重要性の認識についての調査を行った。また、令和6年度には、かかりつけ薬局の活用を促す県民向けのチラシ^{※2}を作成し、地域のイベントで配布した。当該チラシには、かかりつけ薬剤師・薬局に関する事項の説明の他、県内の薬局の情報を掲載しているサイト（医療情報ネット（ナビイ）及び広島県薬剤師会ホームページ）のQRコードを掲載しており、県民が身近な薬局を簡易に検索できる内容としている。

（※2）次のページに掲載し県民に広く周知している。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/kakaritsuke.html>

(3) 今後の対応

第8次広島県保健医療計画に基づき、引き続き公益社団法人広島県薬剤師会と連携して、在宅医療に参加する薬局及び薬剤師の量的拡大並びに質的向上に取り組むことで、在宅医療の充実を目指すとともに、かかりつけ薬局の推進に向けた県民への周知を行う。

3 薬剤師確保対策

(1) 現状

入院、外来、在宅のいずれにおいても医薬品の提供は医療の重要な手段の一つであり、病院薬剤師においては病棟薬剤業務、チーム医療及び医師等からのタスク・シフティング等、薬局薬剤師においては在宅医療及び高度薬学管理等を中心に業務・役割のさらなる充実が求められている。全国の薬剤師総数は、概ね今後10年間は需要と供給が同程度で推移すると推計されているが、薬剤師の従事先には地域偏在及び業態偏在があることが指摘されており、令和5年には、地域ごとの薬剤師の多寡について比較・評価するための「薬剤師偏在指標」が定義された。

本県においては、病院薬剤師の薬剤師偏在指標は0.81（令和5年時点）で、需要と供給のバランスが取れている状態とされているが、市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）において県内市町が定める日常生活圏域単位ごとでは薬剤師偏在指標に差があり、地域偏在が生じていると言える。特に、退職・産休・育休等により欠員を補填するため採用活動を行っても病院薬剤師の確保が困難（不足している）とされる地域は、病院の所在する88圏域の内、28圏域ある。

また、本県の薬局薬剤師における薬剤師偏在指標は1.19（令和5年時点）で、供給過多で充足している状態とされている。また、前述のとおり平成26年度から在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図る事業を実施しているものの、令和4年度に実施したアンケートでは、「人的・時間的理由により在宅医療への参加を断ることがあった」と回答した薬局が78件（638件中）あり、在宅医療に参加する薬局薬剤師には地域偏在があると考えられる。

(2) 事業内容

第8次広島県保健医療計画策定に定める薬剤師確保計画に基づき、平成26年度に創設された、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、一般社団法人広島県病院薬剤師会や公益社団法人広島県薬剤師会等の関係団体と協力し、薬剤師が不足する又は不足に備える医療機関や薬局に対する支援

等を行った。

(令和6年度の事業内容)

- ・令和6年度広島県薬剤師確保のための調査・検討協議会の設置、運営
本県における薬剤師確保体制の構築に向け、継続的な運営体制の検討を行うとともに、事業により得られた成果・知見等を評価
- ・病院薬剤師出向支援事業
薬剤師が不足している地域の病院に対して、薬剤師が充足している基幹病院等（出向元病院）から薬剤師が出向し、人員を確保するとともに、病棟 薬剤業務の充実化を図ることにより、魅力ある環境づくり及び負の連鎖を断ち切って継続的で安定した薬剤師の雇用につなげる事業を実施
- ・病院薬剤師交流研修支援事業
将来的に薬剤師不足の懸念がある病院の薬剤師が、薬剤師が充足している基幹病院等において 病棟薬剤業務に係る研修を受講するとともに、研修期間中には薬剤師が充足している基幹病院等から病 棟薬剤業務を推進する代替要員の派遣を受けることにより、研修中の人員減を相殺しながら魅力ある環境づくりを行う事業を実施
- ・薬局薬剤師病院臨床薬剤業務研修支援事業
地域の病院と薬局が薬剤師業務を相互に補完し合うことを目的として、病院が薬局薬剤師の研修生を受け入れる取組を実施
- ・薬学生・薬剤師に対する薬剤師の情報・魅力発信
合同説明会を活用した薬剤師の職能に関する説明会や、薬剤師の業務内容が分かるインタビュー動画の制作を実施

(3) 今後の対応

引き続き病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの地域の需要を満たす薬剤師数の確保に取り組むことで、薬剤師偏在の解消及び医薬品提供体制の確立を目指す。